

関税法施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 新潟県の姫川港について、最近における貨物の輸出入の状況等にかんがみ、関税法上の「開港」に指定することとする。(別表第1関係)
2. この政令は、平成21年8月20日から施行することとする。